

【Reference Review 65-1号の研究動向・全分野から】

## 世界貿易をめぐる諸問題

商学部教授 広瀬 憲三

トランプ政権が誕生して以来、世界貿易に様々な変化と問題が生じている。これらはトランプ政権によってもたらされたものばかりではなく、世界経済の大きな変化の中で必然的に起こっていることもあり、解決には長い時間を要するかもしれない。

トランプ大統領は就任後すぐに TPP からの離脱を表明した。TPP に加盟することで米国が得られる利益よりも損失の方が大きいというのが理由であり、2 国間交渉により交渉を行う方針に基づくものである。TPP 参加国は米国が復帰するまで凍結する条項について話し合い、2018 年末 TPP11 として発効した。高橋俊樹論文（「米国の TPP11 への参加の条件とその効果：米国の TPP 復帰を導くための日本の戦略とは何か」『世界経済評論』第 63 巻 3 号 2019.3）では、米国が TPP11 に加盟した時の全体での関税削減効果は 178 億ドルであるが、すでに米国と FTA（自由貿易協定）を結んでいる 6 か国の FTA による関税削減効果を考慮に入れた TPP11 による実質的な関税削減効果は 34 億ドルとなることを計測している。そのうえで、米国が TPP11 に参加するとき農産物の関税削減、原産地規則、政府調達、知的財産権、国有企業などについて米国により有利となるルールを求めるであろうことを考えると現状では米国の TPP への参加を求めることは難しく、アジア太平洋地域における FTA を推し進め、「米国にアジア市場への参加でバスに乗り遅れたと自覚させることが極めて重要である」と結論付けている。

中国との貿易戦争は、米国にとって貿易赤字の規模の大きい中国に対し自由で公正な貿易がなされていないと関税を課し、中国も報復関税を課し未だ決着を見ない。問題は、単に貿易赤字の問題

だけではなく、その背後に隠れた中国の産業政策、構造問題であるといわれる。西濱徹論文（「米中貿易摩擦の中国、並びに世界経済への影響」『統計』第 70 巻 3 号 2019.3）はこのような米中貿易摩擦が中国、世界に与える影響について分析している。木内登英論文（「広がりを見せる世界の保護主義」『知的資産創造』第 27 巻 4 号 2019.4）では「中国の政治・経済システムでは、巨額の政府補助金などを通じて中国の先端産業が急速な成長を遂げ、それが、いずれは米国の軍事的優位を脅かすこと」に強い懸念を持っているため、米中間の対立は長期化すると予想している。三船恵美論文（「転換期の米中関係」『海外事情』第 67 巻 2 号 2019.3・4）によると、米国が「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」を公表し、対中政策を「関与」から「戦略的競争」へと転換し、米中の対立が生じているが、「現在展開されている米中対立は、単なる『貿易戦争』でも『技術覇権競争』でもなく、「中長期的な安全保障にかかわる国力の競争である」とみなしている。これは、中国が「中国製造 2025」において、イノベーション、デジタル化、国産化をキーワードにし、重点産業での発展を提起するとともに、「軍民統合により国防を強化し、軍事産業を通じて経済発展を押し上げる」という「軍民統合戦略」を国家戦略に格上げしていることからわかるという。しかも中国側にとっては、米中の関税引き上げ競争もあり経済成長が低迷しているため、米国が求めている構造改革を行うことは中国政府が譲歩したとみられるため政治的に行うことができず、米国側にとっては、選挙対策、議会の圧力もあり、中国への構造改革要求で安易な妥協は難しいと考える。

財・サービスの貿易については、GATT/WTO で、

先進国主導でルール作りが行われてきた。それに対して、近年急速に進んだパソコンの発達と低価格化、インターネットの普及によってデジタル貿易は拡大している。2016年の世界のB2Cデジタル貿易は約2.4兆ドルの規模になっており、2026年には約9.7兆ドルにまで拡大するといわれている（通商白書2018年版）。木内論文でも指摘しているように、デジタル貿易のルールについても米中間では大きな隔たりがあり、国際的なルール作りについての覇権争いがある。米国は個人デジタル・データの越境移動は原則自由にすべきという考えであるのに対し、中国は個人データを含めたすべてのデジタル・データを国家が管理し、中国で活動する外国企業の得た顧客情報などのデジタル・データの越境移送を認めなかったり、ソースコードの開示を要求したりしており、このような中でWTOなどによる国際的なデジタル貿易についてのルールをどう構築していくかについての争いが生じている。岩田伸人論文（「WTOのデジタ

ル貿易ルールは可能か—2019年1月25日の『電子商取引に関する共同声明』から—（『貿易と関税』第67巻4号 2019.4）は、WTO加盟76カ国の連名で出された電子商取引に関する共同声明からデジタル貿易のWTO体制下でのルール作りの必要性については賛成であるが、「WTO加盟国の間には、自国内や域内のデジタル市場を管理する制度がほぼ整備されている国々（先進国や中国）、それが未整備な国々（大半の途上国）、およびデジタル・データ越境移動の自由化を推進する国々（米国等）、一定の規律を設けるべきとする国々（EUや中国・インドなど）『電子的移送への関税不賦課』に反対する途上国（インド等）など、制度上の相違や方針の対立が存在する」ため、「電子商取引の多数国間ルールは自由化レベルの低いものに向かう可能性がある」と指摘する。

安全保証も含めた米中の覇権争いが繰り広げられる中、世界経済、貿易がどのような方向へ向かっていくのか注視する必要がある。

## 【Reference Review 65-1号の研究動向・全分野から】

### 地域経済と中小企業経営

人間福祉学部准教授 大熊 省三

1999年の「中小企業基本法」の改正では、中小企業を「新産業創出の担い手」「雇用創出の担い手」等、発展的で積極的な役割を担うものと位置づけ、新たな事業と雇用の創出を促進するため、著しい成長発展を目指し、新商品生産等により新たな事業分野の開拓を図る事業者（株式公開志向型ベンチャー企業）を支援する等の措置を実施した。（1999年新事業創出促進法の一部改正）

しかしながら、中小企業の現実は厳しく、1991年には6,559,377あった事業所数は、2016年には、5,578,975まで減少した。（平成28年経済センサス）

筆者は、日本企業の99.7%、国内雇用76.8%を占める中小企業は、まさに日本経済の顔と呼ぶべき存在（Forbes JAPAN 2018年04月号）という実態を考えると、中小企業の存続が喫緊の課題であ

ると考えている。

山本（2019年「地域経済を支える中小企業の存続にむけて」『金融ジャーナル』日本金融通信社）は、このような背景の下、①中小企業は地域に就業の機会をもたらすとともに、事業活動で得た利益の一部を税金として自治体に納めるなど、地域経済に貢献している。また、②地域の人たちの生活基盤を維持したり、地域の文化、伝統の継承に寄与したりするなど、多様な役割を果たしている。しかし、中小企業の減少が著しい地域では、これまでのような役割を果たせなくなりつつある。国や自治体は、持続可能な地域づくりのためにも中小企業を振興する必要があると論じている。

その根拠は、東京特別区や政令指定都市においては「大企業」の従業者の占める割合が高いが、